

無難に取引を取らざるに由りては、債権者等が、債権の行使に際し、債務者に
 十分な支払をせよ、然るに債権者等が、債務者に十分な支払をせよ、然るに
 債権者等が、債務者に十分な支払をせよ、然るに債権者等が、債務者に
 十分な支払をせよ、然るに債権者等が、債務者に十分な支払をせよ、然るに
 債権者等が、債務者に十分な支払をせよ、然るに債権者等が、債務者に
 十分な支払をせよ、然るに債権者等が、債務者に十分な支払をせよ、然るに
 債権者等が、債務者に十分な支払をせよ、然るに債権者等が、債務者に
 十分な支払をせよ、然るに債権者等が、債務者に十分な支払をせよ、然るに

財団法人協同會大阪支所

財団法人協同會大阪支所

むなく仕事の手を止め、會社の反響を促がす我々が悪いのか。事
 業は公共事業だが會社は營利會社だ、
 市民諸君！冷静に判断して貰ひたい。
 大正十三年五月

大阪瓦斯株式会社 爭議團

